

議案第 9 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、新たな許可及び認定に係る手数料を定めるとともに引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項、別表第2備考第5項並びに別表第3 33の項(1)、(2)、(3)、(6)、(7)及び(9)から(12)まで並びに同表33の2の項(1)、(3)、(4)、(7)、(8)及び(10)から(13)までの規定中「法第87条の2」を「法第87条の4」に改める。

別表第3 34の項(1)及び(1)の2中「法第87条の2」を「法第87条の4」に改め、同項(8)の次に次のように加える。

(8)の2 法第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可	1件につき	87,000	
(8)の3 法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可	1件につき	92,000	

別表第3 34の項(11)中「第4項」を「第4項又は第5項」に改め、同項(12)中「第5項」を「第6項」に改め、同項中

「

(40) 法第86条の8第1項に規定する既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定	1件につき	28,000	
(41) 法第86条の8第3項に規定する既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定	1件につき	28,000	

」

を

「

(40) 法第86条の8第1項又は第87条の2第1項に規定する既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定	1件につき	28,000	
(41) 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定	1件につき	28,000	
(41)の2 法第87条の3第5項の規定による許可	1件につき	108,000	
(41)の3 法第87条の3第6項の規定による許可	1件につき	195,000	

」

に改める。

別表第3 38の2の項(1)及び(2)中「法第87条の2」を「法第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。